

(仮称) 寝屋川市空き家流通促進税条例 (素案)

パブリック・コメント手続結果

- 意見募集期間 : 令和8年1月16日から令和8年2月16日まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	0件
・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	2件
・ その他の意見に回答するもの	2件
	意見の総数 4件 (提出者数 1人)

所属名：都市デザイン部都市三課 (住宅立地)

(仮称) 寝屋川市空き家流通促進税条例（素案）への意見のあらましと市の考え方

番号	条項	意見のあらまし	件数	市の考え方
1	第1条	空き家流通促進税の趣旨、目的を第1条に記述すべきではないか。	1	税に関する法令等の条文構成において、税の趣旨や目的が記載されていないことが多く見受けられること等から、本条例においても第1条は課税根拠を定めたものです。本税の趣旨、目的につきましては、今後、必要な手続を経て、導入に関する周知とあわせて、お示ししてまいります。以上のことから、原案のとおりとします。
2	第2条第2項第4号 第5条	家屋の延べ面積が土地の地積を超える場合、家屋立地割の課税標準が、土地の固定資産税額を超え、(仮称)寝屋川市空き家流通促進税条例（素案）の概要の「(8)税率 固定資産税額の100分の50相当」と整合しません。	1	「家屋立地割」につきましては、空き家の土地に係る固定資産税の1平方メートルあたりの価額に延べ床面積を乗じた額を課税標準として税率を適用するものであり、土地の固定資産税の課税標準から算出した額を超える場合もあることから、概要としては「固定資産税額の100分の50相当」と記したものです。税率につきましては、「番号4（第6条）」と同様、今後、導入にあわせてお示ししてまいります。
3	第3条 第4条	家屋所有者と土地所有者が異なる場合、土地所有者を納税義務者から除くか、課税免除に加えるべきではないか。	1	第3条において、空き家に対し、その所有者に空き家流通促進税を課すことを規定しております。そのため、家屋所有者と土地所有者が異なる場合、その土地所有者は納税義務者等に該当しません。以上のことから、原案のとおりとします。
4	第6条	税率100分の50について、なぜその税率が空き家流通促進税として適当であるのか根拠、理由が分かりません。「空き家の市場流通を促進するための新たな手法について中間答申」では税率の数値に関する記述がありません。セカンドハウスや資産としての空き家住宅がほとんどないと思われる寝屋川市の空き家流通促進税の税率の固定資産税額の100分の50相当は、空き家所有者の負担として過度のものがあると思います。誘因課税としての位置付けであれば、50%という税率は高く不適當であると思います。	1	税率については、本市空き家流通促進審議会で審議された内容を踏まえ、空き家所有者に過重な負担とならないよう、現在、国と調整しているところです。今後、導入にあわせてお示ししてまいります。